今年もいい梅できました 東久留米の梅を使用した「梅うふふ」9月発売

東久留米産の梅を使った梅ワイン「梅うふふ」作りが始まって3年目となります。今年も一粒一粒大切に育てられた梅の収穫が無事終わり、いよいよ梅ワイン作りが始まりました。

この梅ワインは、東久留米の特産品作りと産業振興・地域活性化を目的に、生産農家、酒販組合、地域産業推進協議会等、多くの方のご協力のもとに生まれた東久留米ブランドです。豊かな梅の香りと豊潤なクエン酸を含んだワインで、さわやか茶甘口とすっきり糸辛口の2種類を作ります。500ミリリットル入りで、ラベルデザイン、ネーミングは市民からのアイデアです。

販売開始は9月12日（金）ごろを予定しています。東久留米からの梅便り「梅うふふ」をどうぞ楽しみにしてください。

詳しくは産業振興課☎470・7743または東久留米酒販組合☎473・0952へ。

黒いラベルが辛口、白いラベルが甘口です

申請はお済みですか 児童扶養手当 特別児童扶養手当

次の要件に該当し、まだ手当を受けていない方は申請をしてください。ただし、所得制限があります。

児童扶養手当

【支給対象となる方】 市内在住で、次のいずれかに該当する方を養育している母親または養育者。

①父母が離婚した児童②父が死亡した児童③父が重度の障害をもつ児童④父が生死不明の児童⑤父に1年以上遺棄されている児童⑥父が1年以上拘禁されている児童⑦婚姻によらないで生まれた児童

ただし、母親・養育者が老齢福祉年金以外の年金を受給できるときのほか、児童が父親に支給される年金の加算対象になっているとき、児童が児童福祉施設等に入所しているときなど、対象にならない場合があります

【支給期間】 対象児の年齢が18歳に達した日の属する年度末まで（対象児が中度以上の障害を有するときは20歳未満）

特別児童扶養手当

【支給対象となる方】 市内在住で、次のいずれかに該当する20歳未満の障害児を養育している父親・母親または養育者。

①知的障害（愛の手帳1～3度程度）がある児童②身体に障害（身体障害者手帳1～3級程度）がある児童③前記①②と同程度の疾病もしくは身体または精神の障害がある児童

ただし、対象児が障害を理由とする公的年金を受給している場合は対象となりません。

なお、申請には指定の診断書の提出が必要ですが、省略できる場合があります

現況届の提出をお忘れなく

児童扶養手当と特別児童扶養手当の現況届は、受給資格の確認のために必要な書類です。提出がないと12月期支払い分からの手当が支給されなくなる場合があります。ご注意ください。

認定されている方には現況届のお知らせを郵送します。子育て支援課（市役所2階）へ提出してください。

児童扶養手当を振り込みます

20年4月～7月分の児童扶養手当を8月12日（火）に指定預金口座に振り込みます。利用金融機関によっては入金が遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

詳しくは子育て支援課助成係☎470・7736へ。

第3回消費者講座・夏休み特別企画 富津火力発電所・新エネルギーパーク親子見学会

新エネルギーパークでは、電気の面白さや不思議さについて「見て・聞いて・触れる」ことができます。帰りには、海ほたるでの休憩もあります。

夏の終わりに親子で楽しく学んでみませんか。

なお、6月中旬に手当の支給開始から5年等が経過した方のみに送付している「一部支給停止適応除外事由届書」も、現況届と一緒に提出していただきます。

【申請受け付け期間】 児童扶養手当が8月7日（木）～20日（水）、特別児童扶養手当が8月11日（月）～25日（月）、いずれも午前8時半～午後5時。なお、8月18日（月）～20日（水）は、午後8時まで夜間窓口を開設しますので、ご利用ください。

※市民税未申告の方は所得確認ができないため、支給停止となることがあります。申告を済ませた上で、現況届を提出してください。

詳しくは同課助成係☎470・7736へ。

協力は東京電力株式会社武蔵野支社。

【日程】 8月27日（水）午前7時半集合、午後5時解散予定。集合・解散場所は申し込み時にお伝えします

【行き先】 富津火力発電所・新エネルギーパーク

【定員】 先着33人

【参加費】 無料

【持ち物】 弁当・水筒・飲み物

申し込みは、8月1日（金）午前9時から電話で生活文化課☎470・7738へ。

詳しくは同課へ。

安全安心 まちづくりコーナー

安全で、安心して暮らせるまちをめざして（東久留米市安全・安心まちづくり推進協議会）

近年、ひったくり、空き巣、振り込め詐欺、オレオレ詐欺などの犯罪が急増し、また、子どもたちが巻き込まれる事件も多発しています。

市は、こうした状況と防犯に対する市民意識の高まりを受け、17年4月に「東久留米市安全・安心まちづくり条例」の施行、同条例に基づく「安全・安心まちづくり推進協議会（金山昇会長）」を同年7月に設置し、2年後の19年10月に「東久留米市安全・安心まちづくり推進計画」を策定しました。現在、推進委員を中心にその計画に沿って施策を実施しています。

今年5月28日には、推進協議会主催による「防犯ボランティア団体の意見交換会」が20団体、約50人の参加を得て開催されました。

意見交換会の内容は、①田無警察署生活安全課から最近の犯罪状況等についての報告、②積極的に防犯活動を行っている3つの団体から日ごろの活動発表、③参加者によるグループ討議を行いました。

同署からは、新たな犯罪手口として、クレジットカードをカスタマイズ（作り替え）する犯罪が流行りつつあること、防犯ボランティア団体の活動発表では、浅間町の松ケ丘自治会自主防犯組織、中央町の中丸自治会、柳窪自治会防犯部会から、日常的なパトロール等を通じて地域の安全を住民自らが守る意気込みが語られました。

グループ討議では、さらに踏み込んだ話がされ、安全・安心まちづくり活動を長く継続していくためのヒントを出し合うなど、意見交換がされました。各団体とも、良い刺激となったようでした。

市では防犯活動時の腕章やベストの貸し出しなど、自主的な市民活動を支援しています。地域での活動の相談など気軽にお寄せください。今年度は来年1月に防犯講演会等の開催も予定しています。

※この「安全安心まちづくりコーナー」は今後シリーズで行っていく予定です。

詳しくは防災防犯課☎470・7769へ。

市民大学 中級コース 受講生を募集

防災まちづくり学校

地域の防災力を高め、市を災害に強いまちにするため、防災の知識や情報を系統的に学習します。

【日程・内容】 表1の通り

【受講料】 1700円（資料・保険代等）

私たちの暮らしの中の「食と農」

食の安全・安心についての危機感が高まる中、食育の重要性や国の食糧自給率の問題も大きくクローズアップされてきています。こうした私たちの暮らしに直接関わる「食と農」についての現状や課題を、この講座を通して一緒に学習してみませんか。

【日程・内容】 表2の通り

【受講料】 1800円（資料・保険代等）

《各講座共通事項》

【対象】 市内在住・在勤・在学の方

【定員】 30人。応募者多数の場合は抽選

申し込みは8月1日（金）～29日（金）に電話または直接生涯学習課（市役所6階）☎470・7784へ。なお、市ホームページからも電子申請で申し込みができます。

詳しくは同課へ。

表1　防災まちづくり学校

回	日程	内容	講師等
1	9月17日	オリエンテーション	防災まちづくりの会
2	9月24日	耐震補強－各種工法紹介	防災まちづくりの会
3	10月1日	家庭内の防災対策	防災まちづくりの会
4	10月8日	東久留米市地域防災計画	市民部防災防犯課
5	10月15日	市内防災関連部署の見学	防災防犯課・生涯学習課
6	10月22日	世田谷区の学校協議会と地域防災	世田谷区教育委員会教育情報担当
7	11月5日	立川防災館見学	生涯学習課
8	11月12日	地震だ！　あなたならどうする	防災まちづくりの会
9	11月19日	災害時要援護者対策	防災まちづくりの会
10	12月3日	救急救護の講義と実習	消防本部(会場も)
11	12月10日	避難所の運営	防災まちづくりの会
12	12月17日	総合討論・修了式	防災まちづくりの会

※いずれも水曜日の午後1時半～4時（第10回のみ午前9時～正午）。
原則として、会場は成美教育文化会館5階研修室。

表2　私たちの暮らしの中の「食と農」

回	日程	区分	内容	講師等
1	9月10日	開講	開講式、オリエンテーション	市民大学運営委員
2	9月17日	基調講演	自給率から見る日本の食糧問題 －世界の食糧需給のゆくえ－	横浜国立大学教授の嘉田良平氏
3	9月24日	講義	都市農業の現状と課題	東京農工大学教授の淵野雄二郎氏
4	10月1日	見学	自然農法50年の歩み －埼玉県児玉郡神川町－	(株)ヤマキ社員の森田和彦氏 (有)豆太郎代表の須賀利治氏
5	10月8日	見学	「地産地消の農業」日野市を見学 －里山の自然が教えてくれるもの－	日野市産業振興課職員の滝井元視氏 石坂ファームハウス代表の石坂昌子氏
6	10月15日	講義	食の安全・安心 －高まる食品リスクにどう対応するか－	横浜国立大学教授の嘉田良平氏
7	10月22日	講義	食育のすすめ －食から始まる健やかな生活－	東京多摩青果物商業協同組合理事長の若月一夫氏
8	10月29日	講義	わがまちの地産地消と地域の活性化	栄養改善普及会副会長の在塚茂登子氏
9	11月5日	講義	市民皆農のすすめ	NPO法人くるめ・一歩の会理事長の宮秋道男氏
10	11月12日	講義	東久留米農業の現状と今後	東久留米市営農振興会元会長の松本誠一氏
11	11月19日	講義	国分寺市の市民農業大学	国分寺市経済課課長の加藤美智子氏ほか1人
12	11月26日	意見交換	東久留米の農業生産者と共に考える	市内農業生産者5人
13	12月3日	意見交換	「食と農」の講座をふりかえって	市民大学運営委員
14	12月10日	意見交換	「食と農」の講座をふりかえって	市民大学運営委員
15	12月17日	閉講	修了式、懇親会	市民大学運営委員

※いずれも水曜日の午前10時～正午（ただし、4回・5回は1日見学）。
会場は成美教育文化会館5階研修室および見学先。

市民伝言板

会員募集

◆東久留米フォークダンス友の会　毎週木曜日の午後7時～9時、中央公民館で。会費月3000円。初心者歓迎。詳しくは羽人（はにゅう）☎475・9628へ。

◆新婚人コーラス コールハモーレ　毎月第1・第3火曜日の午前10時～正午、中央公民館で。会費月2300円。詳しくは松浦☎474・6641へ。

◆スペイン語会話（エスペランサ）　毎週木曜日の①午後6時半～8時②8時～9時半、男女平等推進センターで。会費1回1500円。ネイティブ女性講師。詳しくは田中☎473・5077へ。

◆東久留米混声合唱団　月4回土曜日の午後6時45分～9時、中央公民館、東部地域センターほかで。入会金1000円、会費月3500円。歌の好きな方歓迎。見学可。詳しくは矢澤☎474・0380へ。

◆短歌（東久留米市「歌林短歌会」）　毎月第3水曜日の午後1時半～3時半、中央図書館で。会費月1000円（3カ月分を前納）。初心者歓迎。詳しくは中村☎472・9813へ。

◆東久留米レディースゴルフクラブ　練習は毎週火曜日の午前10時～正午、東久留米ゴルフセンター（本町三丁目）で。会費半年1万円。月1回プロ講師による指導、年4回コンペあり。市内在住でラウンド経験のある方。詳しくは西山☎471・1229へ。

◆藤（とう）工芸「あじろ会」　①月曜日が男女平等推進センター②土曜日が浅間町会館のいずれも月2回、午前10時～正午。会費月2000円（材料費別）。詳しくは川口☎471・7239へ。

◆ピアノと社交ダンス（スローペニール）　毎週火曜日の午後6時から、東部地域センターで。会費月2000円。女性1人、柔和で自助努力を好む方。詳しくは三浦☎477・3639（日中）へ。

◆なつかしの歌A グループ　毎月第2・第4水曜日の午後1時半～3時半、さいわい福祉センターで。会費月2000円。幼き日の童謡、小学唱歌、青春時代の曲をピアノに合わせて歌います。詳しくは曽根原☎477・3268へ。

◆社交ダンス（あずき会）　毎週木曜日の午後6時～10時、中央町地区センターで。入会金2000円、会費月1000円。初心者で女性の方。詳しくは木村☎476・3538へ。

◆軽いタッチで描く水彩画と色鉛筆画の会　毎月第1・第3金曜日の午前10時～正午、中央公民館で。入会金3000円、会費月3000円。詳しくは村田☎477・0442へ。

◆手遊び　わらべ歌絵本の読み聞かせ（ろんりむ）　毎月①第2火曜日がスポーツセンター②第1金曜日が第一公務員住宅集会所（上の原二丁目）で。いずれも午前10時～11時。マタニティママ、未就学児の親子。8月は休み。詳しくは木村☎475・5833へ。

◆女声合唱団（クール・ヴェルデュール）　毎週木曜日の午前中、成美教育文化会館で。会費月5000円。童謡などの易しい美しい歌を歌います。ボイストレーニングあり。詳しくは西川☎476・5744へ。

◆マジックBOX「東久留米市奇術愛好会」　毎月第1・第3木曜日の午後7時～9時、中央公民館で。入会金3000円、会費月2000円。セミプロ講師による指導、初心者もお気軽に。詳しくはあたか☎464・1605へ。

◆趣味を生かしたボランティア演芸出前（くるめ一芸会）　定例会は毎月第1水曜日の午後7時～9時、田端宅（滝山五丁目）で。入会金1000円、会費月300円。詳しくは田端☎473・2403へ。

◆歌唱（懐かしの歌グループ）　毎月第1・第3水曜日の午後1時半～3時半、中央図書館ほかで。会費月200円。宗教に関係の無いお会です。商標登録出願中。詳しくは井上☎090・6187・1170へ。

催し

◆第15回納涼盆踊り大会（下里ふるさとの会）　8月9日（土）・10日（日）の午後6時半～9時半、下里氷川神社（下里二丁目）で。詳しくは島崎☎471・1385へ。

◆写真展　江之元ひさおと仲間たち（くるめ写真教室）　8月17日（日）～20日（水）の午前10時～午後7時、スペース105で。入場無料。後援は日本富士山写真家協会および市文化協会。詳しくは榎本☎473・1961へ。

◆公開講座「載判員制度についての説明会（JA東京みらい資産管理部会東久留米地区）　8月23日（土）午後1時半～3時45分、JA東京みらい東久留米支店2階ホールで。参加費無料。広報用ビデオ「もしもあなたが選ばれたら」上映会と説明会。詳しくは野島☎471・0912へ。

◆頭の体操・健康麻雀大会（サークルKO K O）　8月10日（日）午後1時～5時、市民プラザ会議室で。参加費無料。腕に自信のある方。要予約。詳しくは本橋☎090・6708・9791へ。

まちの話題

市民アスリートが北京パラリンピックへ出場

小山選手（写真右）のご活躍を期待しています！

市内神宝町在住で、北京パラリンピック競泳男子に初出場する小山恭輔さん（社会事業大学3年）が6月2日、市役所を表敬訪問し、市長から激励を受けました。

小山さんは中学2年生のときに脳こうそくを患い、右半身が不自由に。水泳は、幼稚園のころから市内の水泳教室で始め、発症後、スイミングコーチの勧めで高校1年生から競技水泳にチャレンジ。アテネパラリンピックを見て、本格的に世界を忘すようになり、今年1月の選考会では、50メートルバタフライで33秒91と世界ランキング6位のタイムを記録しました。

9月6日開会の北京パラリンピックで、小山さんは競泳男子、50メートルバタフライ、50メートル・100メートル・400メートル自由形の4種目に出場します。ご活躍を期待しています。

小さな掛け金で大きな特典！ 東久留米市勤労市民共済会に入りませんか

詳しくは市勤労市民共済会事務局（内線2525）へ。

勤労市民共済会ってどんなところ

この会は、中小企業の事業主とそこにお勤めの従業員を会員として、福利厚生事業の充実や、慶弔・共済等の給付を行っている勤労者福祉の団体です。産業振興課内（市役所6階）に事務局があり、会員の皆さんのゆとりある生活のために安心して活用していただけます。

加入するとさまざまな特典が受けられますので、より魅力的な職場作りにお役立てください。

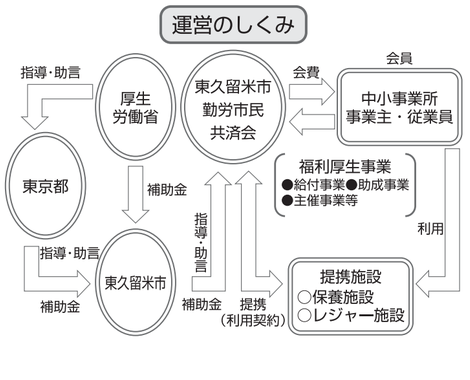

どんな人が入れるの

①市内の中小企業（従業員が300人以下の法人・個人）の事業主とそこにお勤めの従業員②市内居住で、市外に所在する中小企業にお勤めの勤労者、いずれもパートタイムの方も加入できます。

会費はいくら

一人に付き人会金が1100円、会費月額400円です。

どのような事業を行っているの

【福利厚生事業】 宿泊施設やレジャー施設等が安く利用できます。①宿泊費の補助（会員の方が一泊以上の旅行をしたとき、年一回2500円の補助が受けられます）②レジャー施設の割り引き利用（西武園・豊島園＝フリーパスが割引に。東京ディズニーランド&シー＝メンバーシップカードと特別利用券を交付等）③市民共済会が行う日帰りバスツアー、観劇などの費用一部を助成

【生活資金融資貸付事業】 勤労市民共済会生活資金融資制度が利用できます。▼融資金額＝100万円以内▼融資利率＝年1・80％▼償還期間＝5年以内▼使途＝教育・医療・冠婚葬祭・物品購入・住宅補修・その他生活に必要な資金を必要とする場合

【共済給付事業】 左表の通り

【健康管理】 人間ドック・健康診査利用補助＝30歳以上の会員で年一回、検診料の20％の利用補助が受けられます（上限1万円）

慶弔共済給付金一覧

共済事由			共済給付金額
祝金	会員の結婚		10,000円
	会員の子の出生		6,000円
	会員の子の就学	小学校入学	5,000円
		中学校入学	5,000円
	成人祝金	会員本人20歳	5,000円
	還暦祝金	会員本人60歳	5,000円
	古希祝金	会員本人70歳	5,000円
傷病見舞金	休業14日以上30日未満		10,000円
	休業30日以上60日未満		15,000円
	休業60日以上90日未満		20,000円
	休業90日以上120日未満		25,000円
	休業120日以上		30,000円
障害見舞金	交通事故による障害（最高「交通事故の死亡」と同額）不慮の事故等による障害（最高「不慮の事故死亡」と同額）すべての重度障害（「その他の死亡」と同額）		
	重度障害 交通事故		24,000円～600,000円
	重度障害 不慮の事故		8,000円～200,000円
住宅災害見舞金・弔慰金	火災等	全焼・全壊	10,000円～200,000円以内
		半焼・半壊	
		一部焼・一部壊	
	自然災害	全壊・流失	6,000円～60,000円以内
		半壊	
		一部壊	
		床上浸水	
	同居の親族の死亡（6親等内の血族・3親等の姻族）		10,000円
死亡弔慰金	71歳未満	交通事故の死亡	900,000円
		不慮の事故死亡	500,000円
		その他の死亡	300,000円
	71歳以上	交通事故の死亡	750,000円
		不慮の事故死亡	350,000円
		その他の死亡	150,000円
	配偶者の死亡（内縁関係も含む）		50,000円
	子の死亡（実子・養子・継子とこれらの配偶者）		10,000円
	親の死亡（実父母・養父母・継父母・義父母）		7,000円